

北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画 見直しのポイント

○市町村新規、●市町村一部変更（赤線箇所）、□都道府県新規、■都道府県一部変更（赤線箇所）

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点等
<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の5%以上削減 ●各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、<u>コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め</u>、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める <新規> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する <新規> ○「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等）について個別に利用者数の見込みを設定する <新規> ●地域生活支援拠点等の設置箇所数と、<u>コーディネーターの配置人数</u>、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた<u>支援の実績等を踏まえた</u>検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ■精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障害者の利用者数の見込みを設定する <新規>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点等
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の <u>1.28 倍以上</u> 就労移行支援：<u>1.31 倍以上</u>、就労継続支援 A 型：<u>1.29 倍以上</u>、就労継続支援 B 型：<u>1.28 倍以上</u> ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする <新規> ●就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の <u>1.41 倍以上</u> ●就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が <u>7割以上</u>となる事業所の割合を <u>2割5分以上</u>とする □各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 <新規> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する <新規>
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>令和8年度末まで</u>に、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ○令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する <新規> ●<u>令和8年度末まで</u>に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保 ■各都道府県は難聴児支援を <u>総合的に推進するための計画を策定</u>する □各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する <新規> □各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する <新規> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障害児等のニーズ、<u>重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ</u>、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。 □医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する <新規>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点等
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 	<p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、<u>プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）</u>の見込みを設定する
<p>⑥地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において、<u>令和8年度末まで</u>に基幹相談支援センターを設置する ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う <新規> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する <新規> ●<u>基幹相談支援センターによる</u>地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、<u>個別事例の支援内容の検証の実施回数</u>の見込みを設定する ○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する <新規> ○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する <新規>
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある <新規> □精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、（中略）都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる <新規>
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の<u>推進</u>に取り組む。その際、市町村は<u>同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図る</u>
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等 	<p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> □相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する <新規>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点等
<p>の実施を活動指標に追加</p>	
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加 	<p>【活動指標】</p> <p><input type="checkbox"/>相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込みを設定する < 新規 ></p>
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 	<p>【活動指標】</p> <p><input type="checkbox"/>「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する < 新規 >〔再掲〕</p>
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設 	<p><input type="checkbox"/>障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る < 新規 ></p>
<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 	<p><input type="checkbox"/>難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要 < 新規 ></p>
<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化 	<p><input type="checkbox"/>都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能 < 新規 ></p> <p><input type="checkbox"/>各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能 < 新規 ></p> <p><input type="checkbox"/>サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能 < 新規 ></p>

